

全照協賠償責任保険
保険請求にあたっての必要書類のご案内

●**対物事故の場合の保険請求手続き**

※事故発生時、事故現場写真を忘れずにお撮りください。

1. 事故通知書兼支払請求書のご提出

保険対象の事故が発生致しましたら、まず事故通知書兼支払請求書に必要事項をご記入いただき、事務局までメール添付か FAX にてお送りください。お手元に事故通知書兼支払請求書がない場合は事務局までご連絡ください。

2. 必要書類の作成・回収・事務局までご郵送

- ・ 事故現場の写真（事故発生の場所の寄り・引き、会場全体、など多めにご用意ください）
- ・ 損害金額がわかるお見積書もしくはご請求書
- ・ 事前にメールか FAX でお送りいただきました、事故通知書兼支払請求書の原本

以上3点をご用意いただき、事務局までご郵送ください。

※ 事故や損害賠償金の状況により上記以外の書類(業務を請け負った証明ができる書類(発注書、請求書、領収書、契約書、業務日報)等が必要になる場合がございます。

3. 保険会社にて査定・過失相殺の判定

必要書類が届きましたら保険金支払可否の査定と、過失相殺の判定に入ります。

※ 事故状況により事故現場のご確認をさせていただく場合がございます。またこのタイミングでも提出いただいた書類以外にも追加ご提出をお願いする場合がございます。

4. 査定終了のご連絡、振込明細書のご提出

保険会社の査定が終了し、保険金のお支払が確定致しましたら、事務局より確定のご連絡をご担当者さまにご連絡いたしますので、損害賠償金をお支払した事がわかる各金融機関の振込証明書(ATMの振込明細書や、当該箇所以外を塗りつぶした NET バンキングの振込明細書等)を、事務局までメール添付か FAX にてお送りください。

5. 保険金ご入金

振込証明書のご提出後、保険会社より加入者様のご指定口座に免責金（自己負担金）を差し引いてご入金致します。

※保険金のお支払い方法については上記の他に、免責金（自己負担金）を事前に保険会社にお振込みいただき、保険会社より事故の相手方の口座にお支払する方法がございますが、その際は事前に保険会社へご相談ください。

●対人事故の場合の保険請求手続き

※対物事故時と若干違う手続き方法になります。

※事故発生時、同様に事故現場写真を忘れずにお撮りください。

1. 事故通知書兼支払請求書のご提出

保険対象の事故が発生致しましたら、まず事故通知書兼支払請求書に必要事項をご記入いただき、事務局までメール添付か FAX にてお送りください。お手元に事故通知書兼支払請求書がない場合は事務局までご連絡ください。

2. 必要書類の作成・回収・事務局までご郵送

以下の書類を組合員様で取り纏めていただき、全部そろいましたら組合事務局までご郵送ください。

◆加入組合員様でご用意いただくもの

- 事故現場の平面図（事故発生場所に印をつけてください）
- 事故現場の写真（事故発生の場所の寄り・引き、会場全体、など多めにご用意ください）
- 業務を請け負った証明ができる書類（発注書、請求書、領収書、契約書、業務日報など）
- 事前にメールか FAX でお送りいただきました、事故通知書兼支払請求書の原本

◆お怪我をされた方からいただくもの

- 通院・入院が確認できるお名前・病院名・入院期間(入院の場合)病院発行の領収書の写し
- 病院発行の診断書（文書料も保険対象、診断書はお怪我の程度や期間によってお取りいただく場合がございます。）

◆休業補償が発生する場合、上記の他に、お怪我をされた方からいただくもの

- 源泉徴収票の写し（直近の物）
- お怪我された方の所属会社発行の休業補償証明書
- 個人事業主様の場合は、確定申告書（税務署印のあるものの写しとその内訳書）もしくは受注元発行の休業補償証明書

※上記以外に、保険会社より別途書類の提出を求められることがありますので予めご了承ください。

3. 保険会社にて査定・過失相殺の判定

必要書類が届きましたら保険金支払可否の査定と、過失相殺の判定に入ります。

※ 事故状況により事故現場のご確認をさせていただく場合がございます。またこのタイミングでも提出いただいた書類以外にも追加ご提出をお願いする場合がございます。

4. 査定終了のご連絡、損害賠償金の代金支払い済を証明できる金融機関発行の書類のご提出

保険会社の査定が終了し、保険金のお支払の可否・過失相殺の判定が確定致しましたら、事務局よりご担当者さまにご連絡致しますので、損害金をお支払した事がわかる各金融機関の振込証明書(ATM の振込明細書や、当該箇所以外を塗りつぶした NET バンキングの振込明細書)を、事務局までメール添付か FAX にてお送りください。

5. 保険金ご入金

振込証明書のご提出後、保険会社より加入者様のご指定口座に免責金（自己負担金）を差し引いてご入金致します。

※保険金のお支払い方法については上記の他に、免責金（自己負担金）を事前に保険会社にお振込みいただき、保険会社より事故の相手方の口座にお支払する方法がございますが、その際は事前に保険会社へご相談ください。